

平成30年4月

総会議事録

萩市農業委員会

平成30年4月総会

萩市農業委員会総会議事録

4月12日(木) 午後3時00分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第15号 職員の任免について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第20号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番 佐伯 泰資	2番 吉村 剛
欠席 中村 博和	4番 矢次 利典
5番 長富 繁美	6番 藤田 芳昭
7番 烏田 茂夫	8番 鈴川 肇
9番 田村 廣	10番 原田 知美
11番 小野村 壽美夫	12番 吉村 榮子
13番 守永 正範	14番 原川 久美子
15番 品川 民雄	16番 岡崎 弘明
17番 松田 由美子	18番 尾木 武夫
19番 片岡 兼雄	

○議事録署名委員

2番 吉村剛

16番 岡崎弘明

○議事

事務局長 只今から、平成30年4月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会長 開会のあいさつ

議長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 吉村剛委員、16番 岡崎委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議長 それでは、事務局職員の人事異動に伴う、案件となります。議案第15号「職員の任免について」を、議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号の説明

議長 以上の説明のとおり、4月1日付けでの人事異動であります。萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。
議案第15号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、承認を頂きましたので、事務局職員のあいさつをお願いします。

事務局 新任事務局職員あいさつ

議長 議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事務局 申請地は、大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積2,414m²ほか1筆、合計2,632m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は27,052m²で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが●●●に居住されており、高齢で耕作が困難なうえ、農業後継者もいらっしゃらず、また、譲受人の●●●さんも申請地の隣接の農地を所有し、耕作されていることから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畑あわせて約2町7反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん、奥さんがそれぞれ60日、息子さんが20日、お父さん、お母さんがそれぞれ150日となっております。

次に場所ですが、現地については4月4日、●●●地域の●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で確認しました。申請地は●●●から北西に約3.5kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。申請者の自宅が緑色で囲んだ箇所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

當農計画ですが、地目が田の農地につきましては田として水稻を作付けされます。また、地目が畑の農地につきましては、現在、ウメとユズが植えられており引き続き管理されるほか、申請地の隣を

所有されていますので、堆肥の仮置き場として利用される計画です。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、軽トラック、運搬車、草刈機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第6番 この件につきましては、4月4日に事務局3名と●●●の●●●さん私の5人で、現地の確認をいたしました。●●●部落は水利権が非常に難しいところで中に水路が通っていますけど、堰き止めてポンプで循環して汲んでゆく状況です。水を上げだすと順番に上から下へあてていくんですけど、夜に当番が当たるとポンプの管理が大変なので、よその地域の人が非常に入りにくい所です。●●●さんは●●●では中心的な農家で、お母さんとお父さんは、●●●の100円市の方に出荷され、年間かなりの売りあげが上がっております。●●●さんは本人は水稻の方を任せてもらって幅広くやっておられます。ここも高齢化で人がだんだん居なくなつて5年後には、●●●さんが1人で作っていくような状況の地域でございます。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第17号第1項についてご説明いたします。
議案は6ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

4月4日に●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約900m。第一種中高層住居専用地域内の宅地化が進行した地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は大字●●●、地目は登記・現況とも畠で、面積は253m²、転用者は●●●の●●●さん、所有者は●●●、持ち分2/3●●●さん、持ち分1/3●●●さんです。転用者は現在、借家住まいであり、このたび、両親所有の土地を使用貸借契約により借り受け、自己用住宅を建築するものです。申請地は、住宅建築に必要な面積について、分筆登記がされており、建ぺい率は40%です。ご両親の住まいはこちらで、申請地の近隣となっています。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側は道路に接し、東側は宅地に接しブロック塀が設置しております。北側と西側は、申請者の両親所有の農地となっています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水はためマスを設置し南側の道路側溝へ流し、污水は集水マスを設置し公共下水道へ流入させるため適当です。

被害防除計画ですが、造成については、表土を取り除き山ズリで整地を行うため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきましては4月4日事務局ならびに私の3名で現地調査を行いました。内容については事務局が言われる説明のとおりであります。農地についても両親の所有であることを調査の後、父親にも会いましたが、この件について息子が帰ってくること、まだ他にも農地をもっていらっしゃるので、勤めていらっしゃいますけれど少しでも営農してもらえばと思いつつ、帰ってこられることを喜んでおります。特に被害防除等の問題もない事から適当ではないかと思っております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局から第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第17号第2項についてご説明いたします。
議案は6ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

4月3日に●●●地区の●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2.6km。三方を雑種地、原野に囲まれた耕作されていない第2種農地です。

地番は●●●、地目は登記が畠、面積は1,732m²、転用者は、●●●の●●●、代表取締役、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。転用目的は、転用者が所有権移転により土地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地は公道から100mほど奥まった位置にあります。東側は●●●さんの資材置場になっています。南側は●●●所有の雑種地・山林となっています。西側は申請者の●●●さんの原野となっています。北側は畠として耕作されている農地に接していますが、2名の所有者の方から隣接農地承諾書が提出されています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画は、整地を行った上、太陽光パネルを設置するもので、土砂の流出等はなく適当です。

周囲に防護フェンスを設置します。パネル288枚を設置します。

パネル面積は559.10m²、発電出力は49.5kWを予定しています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

第7番　　4月3日事務局2名、業者1名、私と4名で現地確認をいたしました。詳細につきましては事務局の説明のとおりであります。畠地の周辺につきましては、現状では荒地になっておりますので、太陽光発電を設置しての有効利用があった方が良いのではないかと思われますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　　それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　事務局から第3項の説明をお願いします。

事務局　　議案第17号第3項についてご説明いたします。
議案は6ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

4月3日に●●●地区の●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.2km。農用地区域内農地ですが、昨年11月の総会でも承認いただき、現在、農用地区域からの除外に係る農業振興地域整備計画の変更手続きを行っており、除外後は第2種農地となります。

地番は大字●●●、地目は登記・現況とも畠、面積8.19m²外1筆で合計面積20.19m²です。転用者は●●●の●●●さん、所有者は●●●の●●●さんで、●●●さんが申請地を所有権移転によ

り取得し、自宅への進入路の道路拡幅を行うものです。転用者は現在、●●●在住ですが、●●●の自宅へ転居を予定しているとのことです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、自宅への進入路である道路と、申請者の樹園地に接しています。道路拡幅に必要な面積を転用するものです。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画は、北側の土地については道路より畠のレベルが低いため、0.4～0.9mの盛土を行いコンクリート擁壁を設置します。南側の土地については高くなっていますので、石垣を崩して0.7～0.8mの切土を行い、再び石垣を組み直します。よって、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第13番 この件につきましては4月3日、事務局2名、●●●委員と私で現地確認を行いました。内容につきましては、先ほど事務局の説明のとおりであります。現在、●●●さんは、●●●在住ですが、毎週のようにこちらに帰っておられます。今後、●●●より●●●に移転する計画がございまして、家の増改築、屋根等もすべて直されております。家の前の道路が大変狭くて納屋を駐車場にするのに大変苦労をされておられます。家の前の道路をとつて道を広くしようということで、●●●さんにお話しをしたところ快く引き受けて頂いたということで、●●●にも住民が2名増えるということで、ご

審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

第16番　面積は分筆面積ですかね。

事務局　分筆登記はされております。

第16番　済んだ面積ですね。

議長　他にございませんか。

(●●●委員が挙手)

第8番　道路を拡張する場合は、市か県の承諾は要りますか。勝手に道路の拡張が出来るわけじゃないと思う。

事務局　市道・県道を拡張する場合は許可が要ります。個人の土地を広げる場合はいりませんが、それに伴い縁石を動かしたりする時などは、加工申請書が必要になり、市・県の許可が要ります。

議長　それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長　議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局　農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第

18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならぬ。』とされています。農用地利用集積計画について市農林振興課から質問がありましたのでご審議いただきます。

萩市においては、通常4月1日及び12月1日を始期とすることとしておりますが、今回の集積計画につきましては、すべて新規のもので、4月に間に合わなかったり、利用権設定の受け手の方が亡くなられ急きよ利用権設定することとなったもの等です。

それでは、お手元にお配りしています『利用権設定状況（平成30年5月1日現在）』の資料をご覧ください。新規設定するものは、先ほど若干触れましたが、これまで利用権は設定されていましたが耕作者が変更となるものや、新たに利用権を結ばれるものになります。合計欄を読み上げます。件数が16件、筆数40筆、田の面積が39,062m²、畑の面積が7,541m²、合計46,603m²です。

以上、このたびの集積計画案において、受け手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議の程、お願ひいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第19号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題に供します。

第1項から第24項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 議案第19号（農地法第18条第6項の規定による通知について）ご説明いたします。議案は9ページからです。

第1項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 937m²外1筆、合計3, 628m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は、議案では未定となっておりますが、●●●が借り受け耕作される予定です。

第2項～第13項までは、関連がありますので一括してご説明いたします。

2項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積586m²ほか87筆、合計面積は、58,068.97m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん外11名です。権利の種類は合意解約で、解約後は、●●●さんの息子さんが、新規就農者として借り受け、耕作されます。これにつきましては、4月1日の農用地利用計画において利用権設定済です。

第14項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積2, 434m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●が借り受けるため、4月1日で利用権設定済です。

第15項から第18項は一括して説明します。15項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積211m²ほか13筆、合計面積は12, 786m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん外3名で、権利の種類は合意解約です。解約後は、●●●さん外1名が新たに借り受け、5月1日の利用権設定予定です。

第19項から第20項、19項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 042m²ほか5筆、合計面積10, 016m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん外1名、権利の種類は合意解約で、解約後は●●●が借り受

けるため、4月1日で利用権設定済です。

第21項から第22項（議案31ページ）です。21項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 994m²ほか2筆、合計面積5, 901m²、賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん外1名、権利の種類は合意解約で、解約後は●●●さんが借り受けるため、4月1日で利用権設定済です。

第23項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積3, 112m²、賃借人は●●●で、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●が借り受けるため4月1日で利用権設定済です。

第24項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 670m²ほか2筆、合計面積5, 272m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●の●●●さんが5月1日に利用権設定予定です。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第19号の報告は終わります。

（報告事案-2）

議長 議案第20号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。

議長 第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第20号（現況確認書の交付について）ご説明いたします。議案は34ページです。

（ビッグパッドに位置図を表示）

第1項申請地は、●●●から北東へ約2.1kmに位置する大字●●●番で、地目は畠、面積は482m²。申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和40年頃から、隣接地に所在する住宅の敷地として利用され、現在に至っているとのことで、4月3日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行いました。申請地は碎石敷き均し及びコンクリート舗装がされ、通路及び駐車場として、隣接する住宅の敷地の一部として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

（ビッグパッドに位置図を表示）

第2項申請地は、●●●から北西へ約1.8kmに位置する大字●●●番で、地目は畠、面積は96m²。申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和46年に建替えられた、地元自治会の公会堂の敷地として利用され、現在に至っているとのことで、4月4日に●●●地区の●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は申立てどおり、木造瓦葺き平屋建ての公会堂の敷地として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第20号の報告は終わ

ります。

議長　以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時42分　閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年4月12日

萩市農業委員会会長

片岡 幸雄

委員

吉村 国司

委員

国崎 弘明